

運転免許証を返納された方へ

自動車税

に関するご案内



運転免許証を返納された方で、次のような場合は、自動車税についてご注意ください。

詳しくは、最寄りの県税・総務事務所にお問い合わせください。

○ 現在、自動車を所有している方

自動車税は自動車の登録名義人に課税されますので、自動車を譲渡する場合は必ず運輸支局で名義の変更を行ってください。

また、使用されない自動車の登録を抹消した場合（3月に抹消した場合を除く。）は自動車税の還付があります。

自動車の名義変更や抹消等については、運輸支局におたずねください。

- 宮崎運輸支局テレホンサービス
〒880-0925 宮崎市大字本郷北方2735-3
TEL (050) 5540-2088

○ 現在、自動車税の身体障がい者減免を受けられている方

身体障がい者ご本人が運転されていた場合、運転免許証を返納した翌年度から自動車税の減免対象となりませんので、最寄りの県税・総務事務所にご連絡ください。

※ ご本人と生計を一にされている方が運転される場合は一定の要件のもとに減免が受けられる場合がありますが、新たに減免の申請が必要となります。

【県税・総務事務所の連絡先】

事務所名	電話番号	管轄区域
宮崎県税・総務事務所	(0985) 26-7605	宮崎市、国富町、綾町
日南県税・総務事務所	(0987) 23-7136	日南市、串間市
都城県税・総務事務所	(0986) 23-4589	都城市、三股町
小林県税・総務事務所	(0984) 23-3194	小林市、えびの市、高原町
高鍋県税・総務事務所	(0983) 23-0213	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、川南町、都農町、木城町
日向県税・総務事務所	(0982) 52-4147	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
延岡県税・総務事務所	(0982) 35-1811	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町